

土地の形質変更を 3,000m² 以上行う際は 事前に届出が必要です

土壤汚染による人の健康被害を防止するため、土地の形質を 3,000m² 以上変更しようとする者は、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づき、着手する日の 30 日前までに京都府又は京都市への届出が必要です。

届出された土地に土壤汚染のおそれがあると府又は市が判断したとき、府又は市が土地所有者等に対して土壤汚染の状況を調査し、報告するよう命令することがあります。（土壤汚染対策法第 4 条第 2 項）

届出をしない者、虚偽の届出をした者、又は命令に違反した者には、罰則があります。（土壤汚染対策法第 65 条第 1 号、第 66 条第 1 号）

届出について

1 届出の対象

土地の形質変更をする面積が合計 3,000m² 以上となる行為が届出の対象となります。

ただし、届出の対象とならない行為（法施行規則第 25 条）もあります。

届出の対象となるか否かの判断については、事前に御相談ください。

《注意》

- ・ 土地の形質変更とは、土地の形状を変更する行為全般（掘削及び盛土など）が該当し、他法令における形質変更の考え方とは異なる場合があります。
- ・ 異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積が 3,000m² 以上となる場合には、全体を一つの行為とみなし、届出の対象となります。

2 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。

3 届出を行う者

土地の形質の変更をしようとする者が行います。

（例）

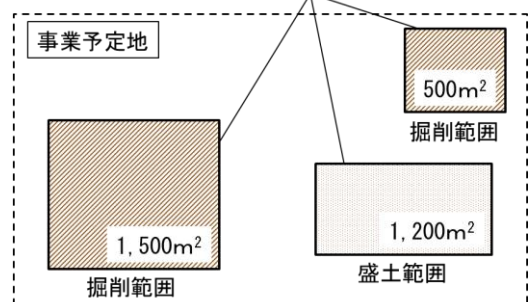
- ・ 土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等
- ・ 工事請負などの発注者と受注者の関係では、一般的には発注者

（例）

《届出対象地》

形質変更をする土地の面積が合計 3,000m² 以上となるので、届出が必要となります。

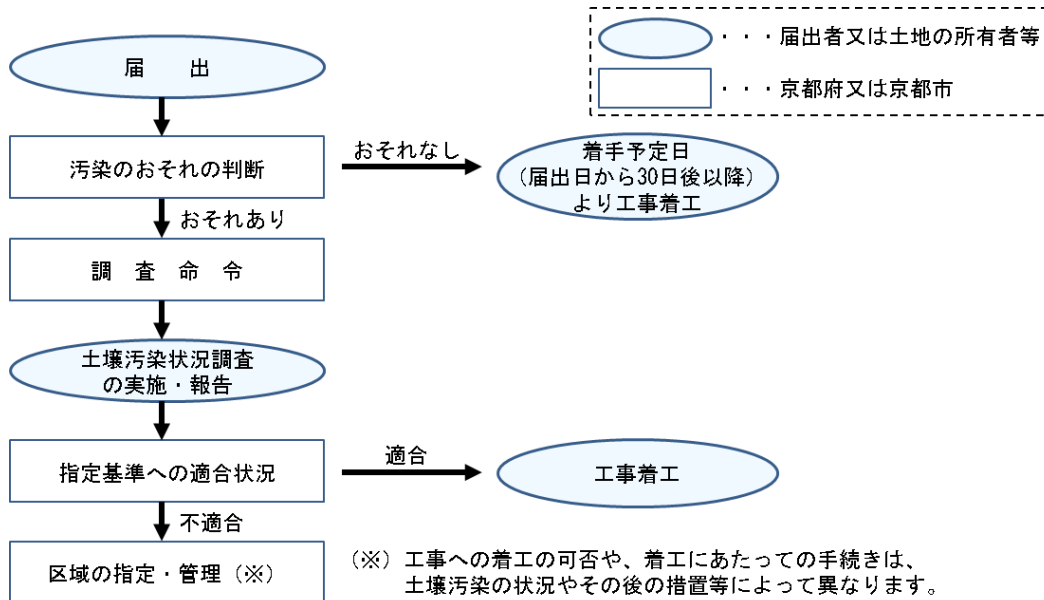
面積の合計 1,500+1,200+500=3,200m²



届出後の流れについて

届出後の流れは以下ようになります。

届出された土地に土壤汚染のおそれがあると京都府又は京都市が判断したとき、府又は市は土地所有者等に対して調査を命令することができ、その場合は、土壤汚染状況調査を実施・報告していただくこととなります。調査やその結果が工事計画に影響を及ぼすこともありますので御留意ください。



【お問い合わせ及び届出先】

形質変更を行う土地の所在地を管轄する保健所にお問い合わせ、届出ください。

保健所名 (担当)	所在地	連絡先	管轄市町村
乙訓保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒617-0006 向日市上植野町馬立 8	TEL 075-933-1341 FAX 075-932-6910	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所 (環境室 環境推進担当)	〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	TEL 0774-21-2913 FAX 0774-21-2163	宇治市、城陽市、久御山町、 八幡市、京田辺市、井手町、 宇治田原町
山城南保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒619-0214 木津川市木津上戸 18 の 1	TEL 0774-72-4303 FAX 0774-72-8412	木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村
南丹保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	TEL 0771-62-4755 FAX 0771-62-0451	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91	TEL 0773-22-6383 FAX 0773-22-0429	福知山市
中丹東保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西 1499	TEL 0773-75-1156 FAX 0773-76-7897	舞鶴市、綾部市
丹後保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	TEL 0772-62-1361 FAX 0772-62-4342	宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町

※京都市に所在する場合

京都市環境政策局 環境企画部環境指導課	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所 北庁舎 8 階	TEL 075-222-3955 FAX 075-213-0922
------------------------	---	--------------------------------------

土壤汚染対策法に関する情報は、京都府や京都市、環境省のホームページに掲載しています。届出以外にも土壤汚染対策法に基づく各種の規制がありますので御留意ください。

京都府：<http://www.pref.kyoto.jp/suishitu/dojyou.html>

京都市：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000088960.html>

環境省：<http://www.env.go.jp/water/dojo.html>